

# 平成29年第10回農業委員会議事録

平成29年10月25日

長瀬町農業委員会

## 平成29年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成29年10月25日  
開催年月日 平成29年10月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉  
閉会時刻宣告者 14時05分 事務局長 南 勉  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

### ○出席委員

#### 農業委員

| 席次 | 氏名    | 席次 | 氏名          |
|----|-------|----|-------------|
| 1  | 野村 五郎 | 11 | 堀口 榮一       |
| 2  | 櫻井 汪  | 12 | 飯嶋 辰吉       |
| 3  | 福島美知子 | 13 | 鈴木 誠        |
| 4  | 中川 知久 |    |             |
| 5  | 野原 新平 |    |             |
| 6  | 高橋 満  |    |             |
| 7  | 小菅 辰彦 |    |             |
| 8  | 村田 茂  |    | 農地利用最適化推進委員 |
| 9  | 坂上 良資 |    | 第1区域 中井 孝志  |
| 10 | 田端 久子 |    | 第2区域 高田 幸好  |

○遅刻委員 な し

### ○欠席委員

第3区域 染野 亘志

第4区域 齊藤喜久夫

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也  
主 事 峰岸 綾子

### 会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (2) その他

- ・先進地視察研修会について
- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

- 事務局長 本日は、お忙しい中をご参集していただきまして大変ありがとうございます。  
それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

- 事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

- 会長 皆さん、こんにちは。足元の悪い中、お集まりありがとうございます。

ことは本当に高温、また日照不足、雨、本当に農家にとって非常に厳しい年であります。まして、台風21号が来ましたが、また次がこっちへ向かっているというふうなお話、これも心配しているところであります。

きょうは寒いんですが、よろしくをお願いいたします。

ただいまから始めます。

- 事務局長 ありがとうございました。

早速会議に入らせていただきます。

---

◎議長選出

- 事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いします。
- 

◎開議の宣告

- 議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席人員は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日欠席の届が、齊藤、染野推進委員よりありましたので、ご報告いたします。

それでは、議事に入ります。

---

◎議事録署名人の指名

- 議長 議事録署名人の指名をいたします。

7番、小菅辰彦委員、8番、村田 茂委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議事録署名人、7番、小菅辰彦委員、8番、村田 茂委員を指名します。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 議事に入ります。

第1号議案 農地法5条の規定により許可申請3件について議題といたします。

農地法第5条第1、———氏所有の農地を———氏が太陽光発電施設に転用するために許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

次第のほうを1枚めくっていただきたいと思います。

議案第1号 農地法5条の規定による許可申請3件についてのうちの番号1について説明させていただきます。譲受人住所・氏名、———、———  
———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は664平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、太陽光発電所建設です。権利の内容は、賃貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———区内、井戸下郷区公民館の西側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、本土地は平たんであり、西側に竹やぶがありますが、竹やぶを伐採するためにその所有者と交渉し、伐採のめどが立ちました。再生可能エネルギーの全量買い取り制度により事業化が可能と判断しましたので、申請いたしますということでございます。

次に、計画の内容でございますが、次のページの配置図をごらんいただきたいと思います。土地造成が664平方メートル、工作物は太陽光パネル189枚、建築面積378平方メートル、発電量は49.5キロワットとなっております。

次に、資金計画でございますが、———  
———ということでございます。現在お返ししております申請書に、———  
———が添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道井戸81号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、齊藤喜久夫さんですが、きょうは欠席のため、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 齊藤委員におかれましては欠席ということで、きのう事務局のほうにこちらの現地確認の意見について、こちらの書面でお持ちいただいておりますので、事務局のほうから説明をさせていただきます。

10月17日に現地確認を行いました。太陽光発電所建設でございますが、設置場所は平たんであり、周囲にも既にほかの施設が稼働しており、特に転用の問題はないと思いますとこのことでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 代理の事務局のほうの説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員、よろしくをお願いします。

○4番中川知久委員 4番、中川です。

この間17日に、事務局の村田さんと、欠席で報告があった齊藤委員と一緒に現地確認に行っていました。この農地は、すぐ近くにもう一つの太陽光発電の施設ができて、電柱も引いてあるし、人家から離れて問題はないと思います。

以上です。今現状は、クリの木がまだ植わっていますが、本人のものですから自由になると思うんですけども。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

中川知久委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当を付して県知事宛てに進達したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することを決定しました。

続きまして、農地法5条番号2、——さん所有の農地を——  
——氏が資材置き場へ一時転用するための許可申請について審議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、——、——  
——さん、譲渡人住所・氏名、——、  
——さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——、地目は畑、  
面積は1,099平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、資材置き場で一時転用となり  
ます。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、一区内、  
うめだ屋南にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、秩父県土整備事務所発注の歩道拡幅工事を受注し、資  
材置き場を探していたためということでございます。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もあわせてごらんいただきたいと思います。  
土地造成は1,099平方メートルでございます。利用計画は、砕石、2次製品等資材置き場、  
従業員等の駐車場でございます。

資金計画は、使用貸借権の設定のため、費用は発生しません。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域で  
も市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地  
域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることか  
ら、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、国道140号に接している農地

でございます。

なお、現地確認に行ったところ、既に資材置き場として利用している状況でありました。そのため、申請者に事情を聴取し、始末書、返却の計画について提出を求めています。その結果、現在お返ししております申請書に、始末書、返却計画、現地確認時の写真が添付されておりますので、あわせてご確認をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員であります中井孝志さん、説明をお願いいたします。

○中井孝志推進委員 17日に、事務局の村田さんと、農業委員であります村田 茂さんと3人で行ってまいりました。行ったところが、もう工事の残土というか、コンクリなんか置いてありましたが、ちゃんとあとは後片づけをしてもらおうということで、問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田 茂委員の説明をお願いいたします。

○8番村田 茂委員 8番、村田です。

先ほど中井委員さんのほうからご説明がありましたが、17日に事務局とともに現地を確認いたしましたところ、既にフェンスが、その土地のめぐりをフェンスで囲ってありまして、中にもうコンクリートの破片とかアスファルトの破片とか、土砂を盛り上げた、そういったもう既に使用しているわけですね。これはちょっと法的に言っても県からの許認可がなくてそういうことをするというはまずいんじゃないかと思えますけれども、先ほど事務局さんがおっしゃいました始末書等を提出していただきましてやっつけていけばいいんじゃないかというような気もするんですけれども、ちょっと問題だと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長 村田 茂委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、これをもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当に付して県知事宛てに進達したいと思います。これにご異議ございませんか。



んか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件を許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続きまして、農地法5条番号3、——氏所有の農地を——氏が店舗兼住宅に転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地法第5条番号3について説明をさせていただきます。

番号3、譲受人住所・氏名、——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字井戸字——、——、地目は——が田、——が畑、面積は68、585、合計653平方メートルの2筆でございます。転用の目的は、店舗兼住宅でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、井戸下郷区内、大手の桜の西側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、長年の夢だった景勝地長瀬に長瀬町の発展と地域の食産を活用した地産地消に心がけて、地域の活性化に少しでも携わることができたらと思い、この地が活動しやすい最適地だと決断しましたということでございます。

次に、計画の内容でございますが、次のページの配置図、平面図もあわせてごらんいただきたいと思えます。土地造成は653平方メートル、建築物は店舗兼住宅1棟、建築面積は97.7平方メートル、排水処理方法は合併処理浄化槽となっております。

次に、資金計画でございますが、——  
——でございます。

資金調達方法は、——ということでございます。現在お返ししております申請書に、——が添付されておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内、県道長瀬玉淀自然公園線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、先ほど言った推進委員の齊藤さん欠で、事務局のほうよろしくをお願いします。

○事務局 それでは、齊藤委員さんの意見について説明させていただきます。

去る10月17日火曜日に現地の確認をしました。本件は、ちょうど大手の桜の道を挟んで反対側でございます。店舗兼住宅ですが、申請理由にもあるように、地産地消に努めるということで、地元農産物の消費に少しは役立つと思います。特に転用に問題はないと思いますとのことでございます。

○議長 代理の事務局の説明は終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員の説明をお願いします。

○4番中川知久委員 4番、中川です。

この件も、先日17日に村田さんと齊藤さんと3人で確認してまいりました。この農地は、クリが幾年か前に植わっていたようで、まだ切り株が枯れたのがみんな残っていて、そのまま手入れしていないようです。草は余り伸びていませんが、これから先、農業をやっていくにしたら余りいい土地ではないと思いました。まして、所有者の譲渡人の——さんは、飲食店を経営しており、農業のほうには余り手が出せないようだと私は思っています。別に問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

以上です。

○議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はないもので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を

付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上をもちまして審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、月曜日に予定される先進地視察研修会について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明をさせていただきます。

こちらの先進地視察研修会資料をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、実施要領でございます。

1番、視察日は、平成29年10月30日月曜日。

2の視察場所は山梨県、場所が桔梗屋本社工場、笛吹市、シャトーメルシャン、甲州市となっております。

視察行程は、3の表のとおりでございます。交通事情、天候状況等により変更となる場合があると思いますが、その際はご了承いただきたいと思います。

次に、次のページの集合場所と乗車場所につきましてでございます。こちらの表のとおりでお願いしたいと思います。乗車場所を変更されたい方につきましては、総会後に事務局まで申し出ていただきたいと思います。

続きまして、参加費、交通につきましては、前回の説明のとおりでございます。

次に、幹事でございますが、幹事につきましては、前回の説明の際には中川委員と野原委員をお願いをしておりましたが、当日野原委員が出席できないということでございますので、高橋委員をお願いをしているところでございます。

最後に、緊急連絡先として、事務局、村田の携帯番号を載せさせていただいておりますので、当日急に参加できなくなってしまった場合はこちらの携帯の番号におかけください。

それで、実施要領の説明は以上でございますが、現在また台風が発生しているということで、今の予報を見ますと、10月30日の未明ごろに関東のほうに一番最接近しそうな予報となっているようなんですが、その台風が関東のほうに影響があるような場合に視察をどうするのか、ちょっと現段階でわからない部分もあると思うんですが、対応方法についてちょっとお話をいただければなど考えているところなんですが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 事務局の説明は終わりました。

何か質問等ございますか。

(「服装はどういう服装がよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり)

○議長 一応研修だから、こういう格好で普通のあれでいいんじゃないですか。余り遊びのような格好よりいいんじゃないかと。向こうの受け方が違うんじゃないかと思しますので、できたらバッジをつけてもらって。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長 そのほうがいいでしょう。

○事務局 ネクタイ着用まではいかなくても、まだ10月なので。

○議長 そういうことで。

事務局の説明は終わりましたので、実施をしたいと思います。集合時間におくれないよう、再度時間と乗車場所の確認をお願いします。また、視察研修中は、長瀬町農業委員としての自覚を持って、節度ある言動をお願いします。

次に、11月の委員会日程についてです。

11月の委員会は、27日月曜日、時間は、同日午後から農振協議会も開催されますので、午後3時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、午後3時からとしたいと思います。

なお、27日の農振につきましては、農業委員の皆さんもあわせてご出席をお願いしますので、事務局から他に何かございますか。

○事務局 それでは、事務局のほうから幾つかその他の定期説明をさせていただきます。

まず、先月農地転用許可の状況でございますが、農地法第4条の1件、農地法第5条の5件につきましては、平成29年10月18日付で許可となっております。

続きまして、ちょっと資料としてつけさせていただいた研修会について、3つご案内がございまして、その説明をさせていただきます。

まず、1つ目は、こちら、秩父地域GAP研修会でございます。こちらは、11月9日木曜日に秩父農林振興センターで行われるものでございます。出席を希望される場合は、お手数ですが、10月30日月曜日までに事務局まで申し込みをお願いしたいと思います。

2つ目は、こちらの鳥獣対策と被害防止に関する研修会でございます。こちらは、11月11日の土曜日に井戸農村センターで行われるものでございます。こちらは申し込み不要でございますので、出席する場合は直接井戸農村センターへお出かけいただければと思います。

最後になります、こちらになります、認定農業者等研修会でございます。こちらは、11月21日火曜日に熊谷市のマロウドイン熊谷で行われます。出席を希望される場合は、パンフレット裏面の申込書により直接お申し込みをいただければと思います。

なお、この3つのいずれの研修につきましては、農業委員会全体での研修ではございませんので、農業委員会のほうに研修案内があったものでございますので、興味があり、聞いてみたいような内容であればご参加をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ありがとうございます。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

○事務局 はい。

○2番櫻井 汪委員 ちょっと教えてもらいたいですけれども、今太陽光をやっていますよね、各地区で。その場合、もしつくる場合に、隣接地がみんな家だった、で中はどうなんだ。

○事務局 農地転用上は、近隣農地の影響等を考えるようなことで同意書をお願いしていますので、家の場合、特に農地転用の許可においては特に制限を設けるとするのは難しいと思うんですが、長瀬町太陽光発電施設のガイドラインというのを環境のほうで設けておりまして、そちらのほうで対応していただくような形になるかと思えます。

○2番櫻井 汪委員 何かよくあるじゃない。全部両隣が家だった。その中に遊休地があって、それに建てるというのがありますよ。そうすると、ほかに対して住民が反対する場合だってあるでしょう。

その場合は、反対すればできないですか。

○事務局 農業委員会として反対の決をとる……。

○2番櫻井 汪委員 じゃなくて、私、農業委員会のほうで言っちゃうとあれなので、個人的にそういうのがあった場合に、相談された場合にどうなのかな。

○事務局 だから、ガイドラインを町民課の環境担当のほうで窓口になりますので、環境のほうで対応してもらおうという形になるかと思えます。

○2番櫻井 汪委員 今多いですね。

○事務局 ただ、農業委員会の対応はちょっと難しいかと思うんですけれども、その窓口がちょっと違った町民課環境のほうでやりますので。

○2番櫻井 汪委員 そういうときに上がってきたときに、反対という人はできないんですか。  
(「農業委員としてはだめなんだって」と呼ぶ者あり)

○事務局 手続き上ちゃんとそろってあれば。  
(「その周りの住人が町民課に相談行けばいいのね」と呼ぶ者あり)  
(発言する者あり)

○2番櫻井 汪委員 こういうところわからないんで、たまたま聞いたからうちのエリアでね、  
反対するというわけにいかないの。

○事務局 農業委員会としてはちょっとそれはできない。

○2番櫻井 汪委員 じゃ、その前ね、その前の問題。だから、それはわからなかった。  
わかりました。それともう一点、今のもう既にやっちゃったあるでしょう、ああいうところの。あの場合、始まった時点でわかったらとめちゃう、こっちへ役場忙しくてしちゃったり、修正できないのわかってますよ、我々はね。

○事務局 もしそういう案件がありましたら、事務局のほうに相談か連絡いただければ対応させていただきますので。

○2番櫻井 汪委員 あの場合はもう途中で進行しちゃっているから、始末書とってありますけれども、怒らせたなら好きにしちゃうんだよ。

○事務局 そうですね。

○2番櫻井 汪委員 だから、その場合にわかったときに、我々も自分たちの周り見ていますから、その辺の、あと埋め立てがあるじゃないですか、申請なしに。ああいうのあった場合には、これはすぐ市か土木事務所、県だったら土木。

○事務局 農地であれば農業委員会の事務局におっしゃっていただければ、そこでどこに連絡をとるのかというのは事務局のほうで対応させていただきますので、まず事務局にご連絡いただければと思うんですが。

○2番櫻井 汪委員 はい。そのタイミングがわからないから。どうもすいませんでした。

○事務局 よろしいですか。

---

### ◎閉 会

○事務局 お疲れさまでした。

これもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。  
(午後2時05分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成29年10月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 菅 辰 彦

署名委員 村 田 茂